

長野県行政・財政改革方針(仮称)骨子案の概要

平成23年(2011年)10月

第1 新たな行政改革・財政改革が目指すもの

行政改革・財政改革の必要性

社会情勢の変化や多様化するニーズに対応するためには「行政にこそ変化が必要」であり、そうした行政運営を実現する「行政・財政基盤の確立」が不可欠

- 1 多様化、複雑化する行政ニーズに対応できる効果的・効率的な行政運営体制の確立
- 2 多様な活動主体による新たな公共の担い手の展開に対応した行政運営
- 3 地方分権の進展に伴う市町村との連携体制の構築
- 4 新たな総合5か年計画を着実に実行するための行政・財政基盤の確立

改革の基本理念

基本理念

多様化する行政ニーズに対応して県民に質の高いサービスを提供し続ける仕組みづくり
県民サービスの充実や職員・組織の持つ力を最大限に発揮できるような仕組みづくり(質の向上)
に力点を置くとともに、組織や事務事業の見直しなど限られた資源の有効活用(量の最適化)も継続

【改革の目指す姿】

県民とともに考え行動し、挑戦し、成果にこだわりを持ち、
先見性と迅速性を重視し、目的と手段を混同せず、
「県民の笑顔」を活力に、長野県らしく、
「熱い組織」・「熱い職員」を目指し、改革に取り組みます。

取組の5つの柱

1 県民参加と協働の推進

県が提供する行政サービスを県民参加と民間との協働により充実して提供する仕組みづくり

2 人材マネジメント改革

県民の視点で常に県民サービスの向上を意識し行動する質の高い職員の育成

3 行政経営システム改革

時代の要請や県民のニーズに柔軟に対応し絶えず現状を改善する機動的な行政経営の仕組みづくり

4 財政構造改革

質の高い県民サービスを提供し続けるための持続可能な財政構造の構築と財政健全化の取組

5 地方分権改革

地方分権を見据えた県の役割の明確化と国、市町村とのより適切な連携・協力関係の構築

職員に期待される改革姿勢

職員一人ひとりの意識や姿勢が、県組織全体としての成果につながるよう取り組む

「変える」意識を持つ 「集中」して「結果」を出す 自ら「聴き」共に「創る」
適時適切・積極的な「情報公開」 「専門性」を自らのものに

推進期間

平成24(2012)年度～平成28(2016)年度 (5年間)

第2 具体的な取組内容

県民参加と協働の推進

県民参加と民間等との協働により充実した県民サービスを提供します。

1 県民協働の推進

(1) 県民協働による新しい公共の推進

行政が公的サービスの提供を担うのに加え、県民、NPO、企業などとの協働を進め、連携して地域のニーズに対応していくことにより、一層質の高いサービスの提供や地域課題の解決を図ることを目指します。

(2) 担い手となるNPO等の活動基盤の強化と連携

地域社会における協働の重要な担い手であるNPO等の活動基盤の強化を図るため、「新しい公共支援・推進事業」の重点的な取組により、収入基盤の強化や人材育成に取り組みます。

活動基盤の強化、NPO等への支援を行う組織（中間支援組織）との連携強化

2 県民参加による対話型の行政運営

(1) 広報活動の推進

県民の県政に対する理解を深め、県政への積極的な参加と協働を推進するとともに、県民と情報を共有化するため、様々な媒体を活用して適時適切な広報を実施します。

(2) 広報・情報発信の充実と効果の検証

誰もが利用しやすく、わかりやすいホームページを構築するとともに、広報誌、新聞掲載、インターネットなどを活用して積極的に情報提供を行います。

県民目線のより効果的な情報発信、情報発信力の強化

(3) 県民の声の行政運営への反映

県民の意見を県政に反映させるため、広聴事業の充実や県民の意見・苦情の組織内共有、政策づくりへの県民参加の推進などに取り組みます。

広聴事業の充実、県政に対する意見・提案の活用、政策づくりへの県民参加の推進、県民満足度調査の実施、審議会等の活性化

人材マネジメント改革

県民視点で常に県民サービスの向上を意識し行動する質の高い職員を育成します。

1 意欲と能力のある人材の育成と確保

(1) 長野県人材育成基本方針の見直し

職員の意欲と能力を最大限に引き出し、県政課題に積極的かつ柔軟に対応できる人材を育成するための基本的方針の見直しを行うとともに、多様化・複雑化する環境の変化に柔軟に対応できる人材を育成します。

(2) 女性職員の登用

将来の管理職への登用につながる係長級や課長補佐級への女性職員の登用を積極的に進めます。

(3) 職員のワークライフバランスの推進

男性職員を含む育児休暇の取得促進を図るなど、職員がその意欲と能力を最大限発揮できるようワークライフバランスの推進に努めます。

(4) 人材の確保

県の施策をより効果的・効率的に推進していくため、任期付き職員や外部アドバイザーのより有効な活用を進めるとともに、社会人経験者の採用などにより多様な人材の確保に努め、組織全体の活力を高めます。

2 人事評価制度の実効性ある運用

(1) 制度運用の見直し

職務遂行に関する能力や、業績に関する評価を行う「人事評価制度」については、評価結果が給与や任用等に適切に反映され、職員のモチベーションが更に高まるよう、制度運用の見直しを行います。

(2) 制度を活用したコミュニケーションの促進

評価制度を活用し上司と部下のコミュニケーションを図り、組織目標を共有しながらいきいきと働くことができる職場づくりを推進します。

3 給与制度の適切な運用

勤務実績を給与に反映させるため、人事評価制度と連動した給与制度の運用に引き続き取り組みます。

行政経営システム改革

時代の要請や行政ニーズに柔軟に対応し、組織や事業、仕事の仕方を改善する行政経営の仕組みを構築します。

1 組織風土の変革

(1) 風通しのよい職場づくり

それぞれの職員が、前例踏襲や法令墨守ではなく、新しいことに対して意欲的に挑戦し、すべての職員が活躍できる風通しのよい組織風土づくりに取り組みます。

(2) 職員の意見や提案の活用

職員の積極的な発想や創意工夫による提案の事務事業見直しへの反映をルール化し、全庁的に展開する仕組みを構築します。

積極的な提案を行う環境づくり、 提案の反映のルール化

(3) 現地機関の声が反映される仕組みづくり

地域の課題や方向性を踏まえた現地機関の声がより施策に反映される仕組みを構築し、現地機関と本庁が一体となった業務運営に取り組みます。

2 しごと改革(業務の生産性の向上)

(1) 事務事業の不断の見直し

公開性の確保、外部の視点などの観点を踏まえ、現行の政策・事務事業評価制度との関係も考慮しつつ、主体的・継続的に事務事業を点検する仕組みのもとに、積極的な事務事業の見直しを行います。

(2) 業務の改善・効率化

会議の活性化やプレゼンテーション方法の統一化などの業務改善の実践に取り組むとともに、業務マニュアルの整備・充実やミーティングの活用などの継続的な改善に取り組みます。

仕事の仕方の最適化、ICTの活用、業務の集約化、県民サービスの改善

3 アウトソーシングの推進

(1) 指定管理者制度の導入

民間企業等の能力やノウハウを活用しながら、県民サービスの向上を図るとともに、管理運営経費の縮減が期待できる指定管理者制度について、可能なものから順次導入していきます。

(2) 地方独立行政法人化

県とは別法人格を有する組織が公共サービスを提供し、業務効率やサービスの向上が期待できる地方独立行政法人について、導入の検討を進めます。

(3) 業務の民間委託の推進

県が自ら行うべきかどうかという視点で業務を再点検し、民間委託することによる民間企業等の活力の高揚と雇用の創出などの視点から、可能なものについて順次実施していきます。

4 ファシリティマネジメントの推進

経営的な視点で全ての県有財産を総合的に管理し活用していく「ファシリティマネジメント」の考え方を取り入れた「長野県ファシリティマネジメント基本方針」を策定し、県有財産の総合調整・総合利活用に向けた取組を推進するための仕組みづくりを進めます。

(1) 県有財産の有効活用、(2) 県有財産の総量縮小、(3) 県有施設の長寿命化

5 県組織の見直し

(1) 本庁組織の見直し

これまで実施してきた本庁組織の見直しの成果、新たな総合5か年計画や、行政需要の変化などを考慮した上で、「スクラップ・アンド・ビルド」を基本としつつ、必要に応じて見直しを行います。

組織の見直し、部局横断的・新たな行政課題への対応

(2) 現地機関の見直し

県政を取り巻く環境の変化等に的確に対応し、県としての設置の必要性、役割の強化、住民の利便性確保の視点などから、現地機関のあり方を検討し、関係者の理解を得ながら必要に応じて見直しを行います。

(3) 県有施設のあり方の検討

利用者の大半が所在市町村の住民であるような施設は、利用者の利便性やサービス向上の観点から、引き続き市町村への譲渡や民間団体への移管を進めます。

(4) 公営企業のあり方の検討

平成15年に策定された「企業局事業の民営化計画」に基づく取組を進めます。なお、電気事業については、エネルギーを取り巻く環境の変化等を踏まえ、改めてあり方の検討を行います。

(5) 教育機関のあり方の検討

教育委員会において、高等学校再編整備の実施や更なる検討、教育機関等のあり方の検討を行います。

(6) 警察組織のあり方の検討

県警察では、これまで警察署の統廃合を始めとした組織再編を行っており、引き続き適正な業務管理を踏まえた警察組織のあり方を検討していきます。

6 定員の適正化

(1) 定員適正化計画の策定

持続可能な財政運営等を図るため、事務事業や施設のあり方等を大胆に見直し、引き続き職員数の削減に取り組みつつ、メリハリのある定員適正化計画を策定します。

(2) 人的資源の有効活用

新たな課題に的確に対応するため、事務事業の見直し等と連動した「スクラップ・アンド・ビルド」を行い、少数精鋭で効果を挙げる組織運営を行います。

(3) 非常勤職員の活用と適正な管理

県の行政サービスの提供に当たり様々な業務に従事している非常勤職員について、有効活用を図るとともに、職員数の適正な管理に努めます。

7 外郭団体の見直し

(1) 改革基本方針の見直し

社会経済情勢の変化等を考慮しつつ、包括外部監査の結果なども踏まえ、基本方針が現状にそぐわなくなっているなど方針を見直す必要がある団体については、見直しを行います。

基本方針の見直し、 外郭団体に対するチェック体制のあり方についての検討

(2) 県の関与の見直し

改革基本方針に基づき、県の人的・財政的な関与について、団体の経営状況を踏まえ、引き続き見直しを行い、最適化を図ります。

財政構造改革

質の高い県民サービスを提供し続けるため、歳入確保、歳出削減による持続可能な財政構造の構築を目指すとともに、将来負担を抑制し財政の健全化に取り組みます。

1 歳入確保の取組

(1) 新たな歳入確保

ネーミングライツ(県有施設の命名権)や広告収入など新たな自主財源の確保に向けて、これまでの取組の拡大や新しい仕組みの導入など新たな発想で全庁を挙げて積極的に取り組みます。

ネーミングライツの積極的導入、 広告収入の確保、 寄付金収入の確保

(2) 県税収入の確保

産業の活性化により中長期的観点から県税収入の確保に努めるとともに、滞納整理の強化による未収金の削減や県独自の税の検討を進めます。

産業活性化による税収確保、 徴収率の向上に向けた取組強化、 県独自の税の検討

(3) 受益者負担の適正化

新たな手数料等の設定や定期的な金額の見直し、減免基準の見直しを行います。また、未収金縮減の目標を設定し、滞納者に対して厳正な対処を行うなど未収金縮減の取組を強化します。

使用料・手数料の見直し、 減免規定の見直し、 税外未収金縮減の取組

(4) 県有財産の有効活用

未利用土地・建物の売却、貸付けなどを積極的に推進するとともに、知的財産の活用などに積極的に取り組めます。また、基金を効率的に運用し利子収入の確保に努めます。

(5) 臨時的財源の活用

特別会計の内部留保資金の一般会計への繰出しを徹底するとともに、特定目的基金の活用により財源を確保します。

特別会計の内部留保資金の活用、 特定目的基金の活用

2 歳出削減の取組

(1) 抜本的な事業見直し

限られた財源の中で新たな施策に取り組むためには、既存事業を抜本的に見直す必要があります。県が真に果たすべき役割や費用対効果を踏まえ、聖域なく徹底した見直しを毎年度実施します。

役割分担の明確化、 事業の必要性・有効性の検討、 事業の効率性の検討、 事業の終期設定、
県単補助金の見直し、 協議会等負担金の見直し、 投資的経費の効果的配分とコスト縮減、
内部管理経費の徹底した節減、 効率的な予算執行

(2) 人件費の縮減

県民協働やアウトソーシングの推進、人材マネジメント改革、行政経営システム改革など役割分担の明確化や効率的な行政運営に向けた取組により、人件費の縮減を図ります。

(3) 公債費の縮減

依然として高い水準にある公債費の縮減に向けて、引き続き、県債発行の抑制や元金償還の平準化、利子負担の軽減など中長期的に取り組めます。

3 改革の効果と財政見直し

(1) 歳入確保・歳出削減の効果額

(2) 財政見直し（平成24～28年度）

平成24年度当初予算編成を踏まえた財政見直しなどを作成し、方針(案)の段階で記載します。

4 財政健全化に向けた取組

(1) 県債残高と健全化判断比率の今後の見直し

(2) 県債の発行抑制と県債残高の縮減

県債発行については、国の地方財政計画による臨時財政対策債の発行規模などを注視しつつ、可能な限り発行抑制に努めていきます。また、県債残高については、地方の財源不足を過度に臨時財政対策債に依存しない制度の確立を国に対して強く求めつつ、中長期的な視点で縮減を図ります。

< 県債ごとの発行の考え方 >

臨時財政対策債

「臨時財政対策債」は、国税等の減少により不足する地方交付税の振替えとして国から割り当てられるため全額を発行せざるを得ません。地方の財源不足を過度に臨時財政対策債に依存しない地方財政制度の確立を今後も国に強く要請していきます。

建設事業債

「建設事業債」は、世代間負担の公平を図るため、社会資本整備の財源として活用しますが、「可能な限り子どもたちの世代に付けを回さない」という観点から、今後の当初予算における発行額は、原則として平成23年度当初予算額の範囲内とし、毎年度の予算編成の中で発行の抑制に努めます。ただし、年度中途における災害や経済対策など緊急な対応が必要な場合は、その財源として活用します。

〔建設事業債の平成23年度当初予算額 592億円〕（公共投資臨時基金活用前の額）

退職手当債、行政改革推進債

「退職手当債」及び「行政改革推進債」については、極力発行の抑制に努めます。

5 県民や地域の声の反映と情報共有

(1) 県民や地域の声の予算編成への反映

予算要求時点での主要事業などの公表、県民意見の募集、査定経過の公表など、県民や地域の声を反映するため、透明性の高い予算編成に向けた取組を今後も続けていきます。

地域の特性を生かした取組などを予算編成に一層反映するため、地方事務所長が地域課題に対応した施策を取りまとめて提案する仕組みを平成24年度から導入します。(平成23年度は試行的に実施)

(2) 財政情報の公表

新たに補助金等一覧表を公表するなど、県財政の状況や予算・決算情報などを公表します。また、毎年度の当初予算編成にあわせて、その時点での中期的な財政見通しを作成して公表していきます。

地方分権改革

個性豊かで活力のある地域社会を実現するため、地方が自らの判断と責任により自主的・自立的な行政運営を担う、地方分権改革を推進します。

1 国から地方への事務権限の移譲

(1) 国の出先機関の原則廃止への対応

公共職業安定所（ハローワーク）や直轄道路の移管について、国における十分な財源措置を前提とした上で、知事会と連携を図りながら、その実現に努めます。

(2) 国の事務・権限の受入れ

国出先機関の原則廃止に伴う事務・権限の受入れについて、まずは可能な限り県単独で受け入れることを前提として取り組みます。

2 長野県独自の自治の検討

専門性の高い業務において事務処理を行う機関の共同設置などについて市町村とともに研究を進め、県・市町村双方の機能強化や行政コストの削減などに取り組みます。

3 市町村や近隣県との連携強化

観光振興、鳥獣被害対策など、広域的な取組を推進することで、県民サービスの向上や事業効果の高まりが期待される分野や、災害対応などについて、市町村や近隣県との連携強化を図ります。

第3 今後の施策展開

平成25年度からの5か年を計画期間とする新たな総合5か年計画の策定に向けて、現在検討を進めています。長野県の発展に向け様々な施策を着実に推進するためにも、本方針に基づき、県民サービス向上のための仕組みづくりや安定した行政・財政基盤の構築に向けた取組を進めます。

第4 国への提言

地方分権に対応した国と地方の役割分担の見直し

- 1 市町村、都道府県、国の役割を踏まえた権限移譲
- 2 義務付け・枠付けの更なる見直し

地方一般財源総額の確保など安定的な財政基盤の確立

- 1 一般財源総額の確保・充実
- 2 臨時財政対策債の段階的縮減・廃止

国庫補助制度等の改善

- 1 全国的な課題に対する国での制度化や財源確保
- 2 超過負担の解消や制度改正に伴う確実な財源措置
- 3 経済対策関連基金事業の終了に伴う適切な措置

第5 方針の実施に当たって

県民、市町村、団体等の意見の反映

今回の取組内容は、県民生活や市町村行政とも密接に結びついているため、今後も県民・市町村・団体等への十分な情報提供や意見交換をしながら実施していきます。

本庁部局や現地機関の大規模な見直しや外郭団体のあり方の見直しなどについては、必要に応じ審議会等の御意見を聞いた上で、実行に移していきます。

推進体制、実施状況の公表

知事を本部長とする「行政・財政改革推進本部」において取組の進捗管理を行い、毎年度、実施内容や達成状況等を取りまとめて公表します。

〔参考〕

今後のスケジュール

10月28日(金) **意見募集(県民、市町村、団体等)** <~12月9日(金)>

11月 ~ 寄せられた意見等を踏まえ、取組の追加や具体化を検討
・取組の具体化、実施スケジュールを検討し、「改革工程表」を作成
・組織定数の検討や当初予算編成を踏まえ、「定員適正化計画」「財政見通し」を作成

(平成24年)

2月 **方針(案)の決定** <当初予算案、組織改正案の公表と同時>
・具体的な内容を盛り込んだ「改革工程表」「定員適正化計画」「財政見通し」を追加

意見募集(県民、市町村、団体等) <~3月>

3月 **方針の決定**